

## ※卒業認定

### 【学則より抜粋】

#### (学習の評価)

第 17 条 学期及び学年終了の認定は、平素の学業並びに学期末（前期・後期）の試験を考查して行う。試験は各科目 100 点満点とし、得点 60 点以上を及第とする。ただし、卒業認定試験の評価については国家試験に準ずる。

#### (卒業)

第 18 条 卒業は本校所定の全課程を修了し、前条の成績評定並びに出席状況、素行等を総合評価して認定する。

2 前項の認定を経た者には、卒業証書（理容科：様式第 1 号、美容科：様式第 2 号）を授与する。

3 専門課程の修了者については、「専門士」の称号（理容科：様式第 3 号、美容科：様式第 4 号）授与する。

4 本校所定の授業時数に満たない者は、補講により補足すること。補足しないときは卒業を認めない。

ただし、特に考慮の必要があると認められる者に限り、校長が卒業を認めることがある。

### 【学則（細則）より抜粋】

#### 1 卒業認定基準

##### (1) 法定時間数

①各学年で実施される授業をすべて履修する。授業時間数については学則による。

②該当年度内に、実施授業数を履修出来ない者は、卒業延期とする。

##### (2) 学期末試験

①筆記試験 各科目 60 点以上。1 科目でも、欠点の科目があれば卒業延期とする。

②実技試験 各課題 60 点以上。1 課題でも、欠点の課題があれば卒業延期とする。

詳細は 4 学期末試験の実施について を参照

##### (3) 卒業認定筆記試験

実施内容は国家試験に準ずる。

詳細は 5 卒業認定筆記試験の実施について を参照

##### (4) 卒業の認定

卒業の認定は、第 1 条第 1 項から第 3 項すべての条件を満たした者について、素行等を総合的に評価して、卒業認定委員会の審議に基づき校長が行う。

「卒業認定委員会の構成員：理事長、校長、教頭、教務主任、理容科主任、美容科主任、卒業学年担任」

※ 卒業認定・専門士授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本校では以下のような能力を身につけ、かつ、所定の単位を修得した学生は卒業が認定され専門士の称号が授与される。

- ① 理容科は、カット、ヘアセッティング、シャンプー、シェービングなどの理容師として必要な知識及び技能を習得し、理容師免許の取得を目指すと共に社会人としての教養と近代的な感覚を身につける。
- ② 美容科は、ヘアデザイン、メイク、ネイルなどの美容師として必要な知識及び技能を習得し、美容師免許の取得を目指すと共に社会人としての教養と近代的な感覚を身につける。